

盛岡市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき盛岡市教育長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年11月30日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和5年9月29日付け5盛監第31号 |
| 2 対象部署 | 教育機関（小学校、中学校及び幼稚園） |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |